

**住宅  
エコポイント  
制度が再開  
します!**

# 復興支援・住宅エコポイント

(住宅の省エネ化・住宅市場の活性化・被災地復興支援)

平成 23 年 10 月 21 日の閣議決定で、住宅エコポイント制度が再開されることになりました。  
【オレンジの文字】部分が前回の制度と異なる部分になります。



## ポイントの発行対象及びポイント数

エコ住宅の  
新築

被災地は **30 万ポイント**  
被災地以外は **15 万ポイント**

<工事内容>  
①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅  
②省エネ基準を満たす木造住宅

エコ  
リフォーム

工事内容に応じ  
**上限 30 万** ※ポイント  
※耐震改修工事は、ポイントを  
別途加算(上限 **45 万ポイント**)

<工事内容>  
①窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事  
②あわせて以下の工事を行う場合はポイント加算

バリアフリー工事 上限 <b>5 万</b> ポイント	省エネ住宅設備の設置 <b>2 万</b> ポイント	耐震改修工事 ※ <b>15 万</b> ポイント	リフォーム瑕疵保険加入 <b>1 万</b> ポイント
--------------------------------	-------------------------------	------------------------------	--------------------------------

## ポイント交換対象商品

- ポイント交換対象商品は「環境」と「被災地支援」に重点化されます。
- 「被災地支援」にポイントの半分以上を充当します。

01 省エネ・環境配慮製品	02 環境寄附	03 追加工事への即時交換	04 被災地への義援金・寄附	05 被災地の産品・製品	06 被災地の商品券等
---------------	---------	---------------	----------------	--------------	-------------

※全国型の商品券・プリペイドカード、被災地以外の地域産品・商品券への交換は行わない。  
※被災地の産品・製品、被災地の商品券等の要件については別途定める。

## 被災地の定義

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」

※岩手県・宮城県・福島県の全域  
青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部

## 工事対象期間 (着工または工事着手)

【エコ住宅の新築】平成 23 年 10 月 21 日～平成 24 年 10 月 31 日

【エコリフォーム】平成 23 年 11 月 21 日～平成 24 年 10 月 31 日

## ポイント発行申請期間

開始時期	平成 24 年 1 月中旬(調整中)～	終了時期	【エコ住宅の新築】戸建住宅	～平成 25 年 4 月 30 日
			共同住宅等(階数 10 以下)	～平成 25 年 10 月 31 日
			共同住宅等(階数 11 以上)	～平成 26 年 10 月 31 日
			【エコリフォーム】	～平成 25 年 1 月 31 日
			※ただし、共同住宅等(階数 10 以下)で耐震改修を行うもの	～平成 25 年 10 月 31 日
			共同住宅等(階数 11 以上)で耐震改修を行うもの	～平成 26 年 10 月 31 日

※復興支援・住宅エコポイントについては、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

杉山工業

0296-24-3696